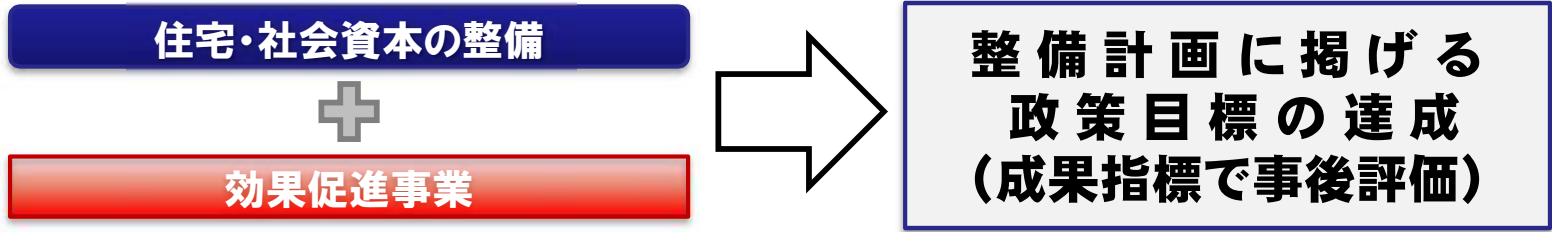


資料3



## 住宅・社会資本の整備

### 基幹事業

- 道路
  - 港湾
  - 河川
  - 砂防
  - 下水道
  - 海岸
  - 都市公園
  - 市街地
  - 住宅
  - 住環境整備
  - **地域公共交通再構築** 等
- (※都市・地域交通戦略推進事業を含む)
- (※基幹事業の追加は創設以来初めて)

#### (社会資本整備総合交付金の例)

- ・ 産業・観光振興等による活力ある地域の形成
- ・ 民間投資を誘発する取組

例) 都市公園の整備

例) 港湾施設の整備

例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入



## 効果促進事業

- 計画の目標実現のため、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

#### (社会資本整備総合交付金の例)

- ・ アーケードモールの設置・撤去
- ・ 観光案内情報板の整備
- ・ 社会実験(レンタサイクル、道路の歩行者優先化等)
- ・ 計画検討・策定(景観計画、住生活基本計画等)



例) 観光案内情報板の整備

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

# 地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

## 地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【**補助率**】 1/2

【**交付対象事業**】 **地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目的）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

### 【補助要件】

#### (1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること  
※鉄道については、赤字路線であって再構築協議会（仮称）等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線が対象

#### (2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

#### (3) 事業の効果（実効性）を確認するための目標設定

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

#### (4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



## 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について

交通政策課 公共交通担当

### 1 地域公共交通計画とは

- 令和2年11月の地域公共交通活性化再生法の改正により、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化。
- 地域にとって望ましい公共交通サービスの姿を明らかにする、地域交通の「マスタープラン」としての役割を果たすもの。
- 鉄道・バス・タクシー等の既存の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を総動員した取組の検討が必要。
- 乗合バス等の国庫補助制度の連動化により、現行補助系統の計画への位置づけが必須。

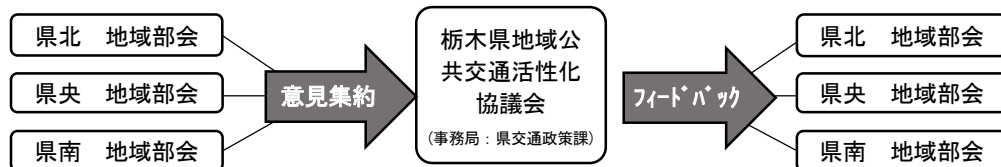
県交通政策のマスタープラン「**栃木県地域公共交通計画（仮称）**」の策定

### 2 県計画策定に向けた検討

- 県内の交通事業者・市町・学識経験者等からなる法定協議会を設置し、さらに下部組織として市町・交通事業者を構成員とする地域部会を設置。
- R4年度は法定協議会を5回（うち2回書面協議）、地域部会を6回開催。
- R4年度は基礎調査を実施。R5年度は計画策定とりまとめ。

- 計画策定に向けた検討整理を行うため、既存の公共交通やその他の輸送資源の状況、地域住民・来訪者の移動実態やニーズを分析
- 県として必要な公共交通サービスの在り方の検討と市町・交通事業者との役割を整理
- 国庫補助の対象となる地域間幹線系統の必要性を説明するため、地域間幹線系統を計画へ位置付け

#### 【計画策定に向けた検討体制のイメージ】



### 3 今後のスケジュール

【R4年度】基礎調査（地域の現状分析、輸送資源及び移動需要の実態把握等）

【R5年度】計画策定とりまとめ（基本方針、目標設定、事業検討等）

| 調査項目等  | R4年度 | R5年度 | 説明  |
|--------|------|------|---|
| 1 基礎調査 |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の現状・問題点を分析               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域公共交通における課題を整理</li> </ul> </li> <li>○ データ等による検証分析               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ データにより整理した問題点を裏付け</li> </ul> </li> <li>○ 上位計画・関連計画との連携整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公共交通に係る施策・事業等について整理</li> </ul> </li> </ul>           |
| 2 計画策定 |      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課題を踏まえた方針・目標の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本方針、目標、数値指標、交通NW軸の設定</li> </ul> </li> <li>○ 目標実現のための事業の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公共交通サービス確保・充実のための事業検討</li> </ul> </li> <li>○ 計画のとりまとめ               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ パブリックコメントを実施し計画をとりまとめ</li> </ul> </li> </ul> |

## 交通事業者を対象とした支援事業について

R5(2023).6.8 交通政策課

5月補正予算（物価高克服分）のうち、交通事業者を対象とした支援事業は下記のとおり。

| 事業名              | 予算額     | 左の財源内訳    |     |     |      | 説 明   |
|------------------|---------|-----------|-----|-----|------|---|
|                  |         | 国庫支出<br>金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |   |
| 地域公共交通等<br>支援事業費 | 306,000 | 306,000   |     |     |      | 燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対する<br>支援金の支給に要する経費<br>1 タクシー・貸切バス事業者支援事業費 201,000 千円<br>・支給対象者 タクシー事業者、貸切バス事業者<br>・支給額 3万円/台（タクシー）<br>15万円/台（貸切バス）<br>2 路線バス運行支援事業費 105,000 千円<br>・支給対象者 路線バス事業者<br>・支給額 25万円/台 |